

【緊急】

宜 福 育 第 190 号
令和 2 年 8 月 29 日

保護者 各位
保護者の雇用主 各位
市内認可保育施設，小規模保育施設，認定こども園 各位

宜野湾市長 松川 正則
(公印省略)

家庭保育の協力依頼および保育料の日割り延長について（通知）

沖縄県による緊急事態宣言が令和 2 年 9 月 5 日（土）まで
延長されることに伴い，引き続き家庭保育のご協力をお願いいたします。
また，ご協力いただいた場合には保育料を日割り計算いたします。

1. 宜野湾市では，令和 2 年 7 月 31 日（金）の沖縄県による緊急事態宣言を受けて，令和 2 年 8 月 1 日（土）から 8 月 15 日（土）までの間，家庭保育のご協力をお願いしておりました。
2. その後，緊急事態宣言の延長を受けて，8 月 17 日（月）から 8 月 29 日（土）までの間，家庭保育にご協力いただいた場合の保育料を日割り計算し，減額しておりました。
3. 今回，緊急事態宣言が 9 月 5 日（土）まで再延長されたことに伴い，宜野湾市における家庭保育の協力依頼と保育料の日割りも同様に延長することといたしました。

※家庭保育にご協力いただける場合でも，保育料は一旦通常通りの金額でお支払いをお願いいたします。後日，減額して還付または未納分保育料に充当させていただきます。認定こども園と地域型保育施設の精算方法は施設ごとに異なりますので，施設にお問い合わせください。

お問い合わせ先

宜野湾市役所子育て支援課 保育児童係 電話 098-893-4411 内線 176, 178